

# 第 140 回高知県都市計画審議会

## 議 案 書

平成 29 年 3 月 23 日

## 第 140 回 高知県都市計画審議会

### 1 日 時

平成 29 年 3 月 23 日 (木) 14 時から

### 2 場 所

高知共済会館 COMMUNITY SQUAR 3 階大ホール「桜」 高知市本町 5 丁目 3-20

### 3 会議次第

(1) 開会

(2) 署名委員の指名

(3) 議事

#### 【付議事項】

1) 高知広域都市計画道路 (3・5・38 号長浜桂浜線) の変更について

2) 建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の敷地位置の判断について

3) 佐川都市計画下水道 (佐川町公共下水道) の変更について

#### 【報告事項】

4) 都市計画区域マスタープランの改訂について

(4) 閉会



28 高都計第 769 号

平成 29 年 3 月 3 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画道路（3・5・38号長浜桂浜線）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・5・38号長浜桂浜線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・38	長浜桂浜線	高知市 長浜 字赤松本	高知市 長浜 字東並松	高知市 長浜宮田	約 4,210 m	地表式	2車線	13 m		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

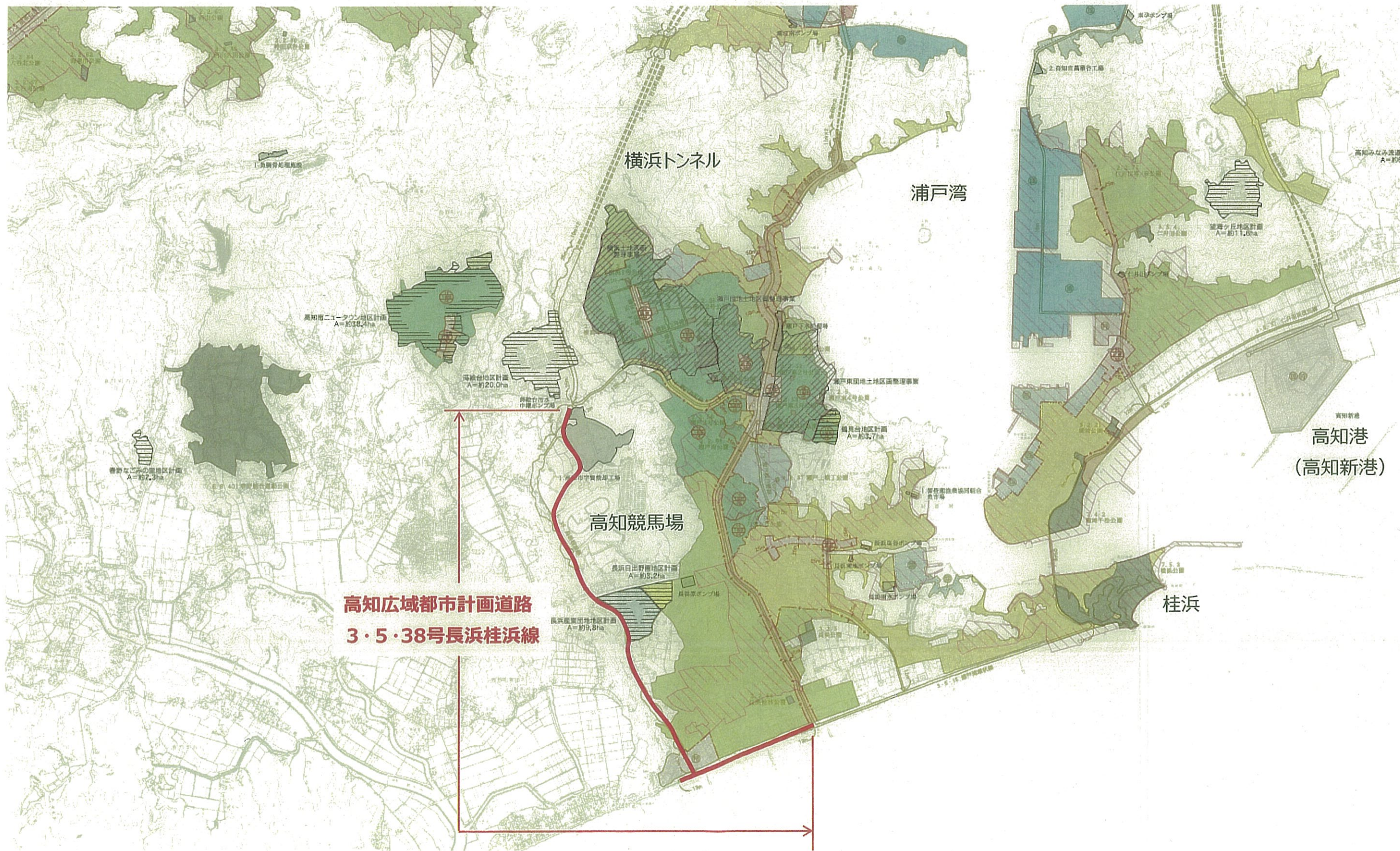
理由

長浜桂浜線は、高知市中心部と南部地域を結ぶ重要な交通ネットワークとして平成8年に都市計画決定し、このうち、変更箇所（高知市長浜字赤松本）から高知競馬場周辺までを除く区間については、平成14年3月に供用済みである。  
 今回の変更箇所は、高知競馬場開催日において交通量が增大することを踏まえ、通過交通との輻輳を避けるために西側を通るバイパスとしていたが、現在の高知競馬場の利用状況などから、既存の道路を活用した交通ネットワークに変更するものである。

高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）（高知県決定）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	( ) 3・5・38	( ) 長浜桂浜線	( ) 高知市 長浜 字赤松本	( ) 高知市 長浜 字東並松	( ) 高知市 長浜宮田	4,220 約 4,210 m	( ) 地表式	( ) 2車線	( ) 13 m		


# 総括図



計 画 図  
高知市 長浜地内 S=1:2500



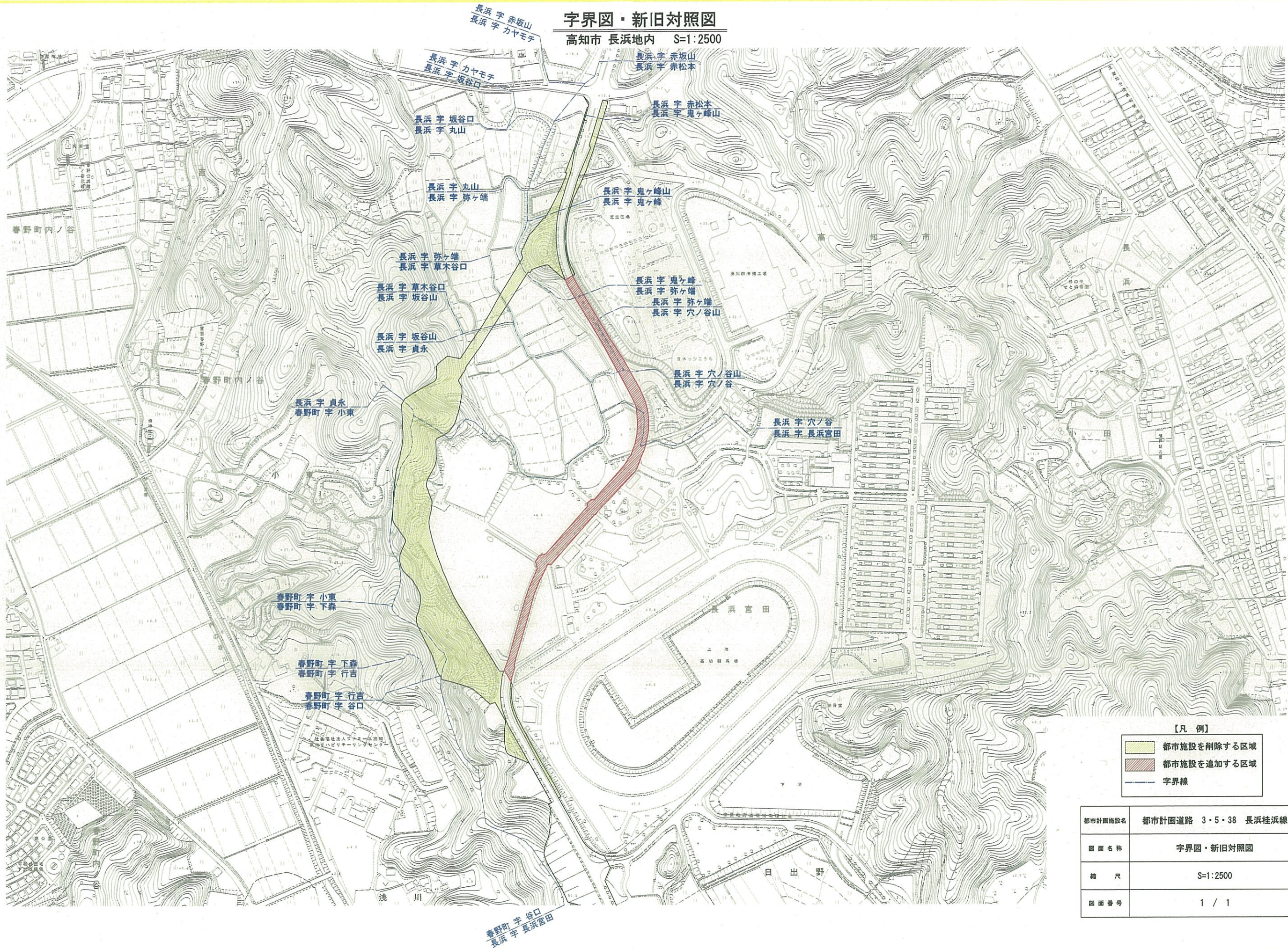
【凡 例】

 都市計画道路 3・5・38 長浜桂浜線

都市計画施設名	都市計画道路 3・5・38 長浜桂浜線
図面名称	計 画 図
縮 尺	S=1:2500
図面番号	2 / 2

# 字界図・新旧対照図

高知市 長浜地内 S=1:2500



【凡例】

- 都市施設を削除する区域
- 都市施設を追加する区域
- 字界線

都市計画施設名	都市計画道路 3・5・38 長浜桂浜線
図面名称	字界図・新旧対照図
縮尺	S=1:2500
図面番号	1 / 1

春野町字谷口  
長浜字長浜宮田





28 高都計第 769 号

平成 29 年 3 月 3 日

高知県都市計画審議会会長 様

高知県知事



建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の  
敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する  
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要  
がありますので、別紙のとおり審議会に付議します。



28 重建指第 132 号  
平成 29 年 2 月 10 日

高知県知事 尾崎 正直 様

特定行政庁

高知市長 岡崎 誠也



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（付議）

うえのことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁が許可する場合、都道府県都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり高知県都市計画審議会へ付議します。

なお、本計画は高知市の都市計画上、支障はないものと考えます。

産業廃棄物処理施設（建築基準法第 51 条第 1 項ただし書き規定による許可申請）の敷地の位置について

申請者氏名	株式会社国見開発工業 代表取締役 中野 裕千
申請者住所	高知市朝倉己 1152 番地 9
敷地の位置	高知市朝倉字アジロ山己 1152 番 9 外 19 筆（市街化調整区域内）
敷地面積	20,432.50 m <sup>2</sup>
主要用途	産業廃棄物処理施設

## 申請理由

<p>申請者は、産業廃棄物の中間処理（焼却、圧縮、減容固化、選別切断・分離）と安定型最終処分場における埋め立て処分を行っている事業者であるが、今回、汚泥・廃油・廃プラスチック類その他の産業廃棄物の処理をより効率的に処理することで取扱品目を充実させ、減容化を進めると共に廃熱も再利用することで、エネルギーの効率的な活用を行い最終的な埋め立て所分量を減らすことを目的として処理施設の増設を図るため</p>
--

## 申請施設の概要

設置場所	高知市朝倉字アジロ山己 1152 番 28 及び 1152 番 260										
処理施設の種類	汚泥、廃油、廃プラスチック類及びその他の産業廃棄物の焼却施設（1基）										
処理施設の方式	焼却 乾溜ガス化燃焼方式 乾燥 ロータリーキルン方式										
施設の処理能力	<table> <tr> <td>混焼能力</td> <td>780 kg/時（24時間）</td> </tr> <tr> <td>汚泥の専焼能力</td> <td>225 kg/時（24時間）</td> </tr> <tr> <td>廃油の専焼能力</td> <td>242 kg/時（24時間）</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類の専焼能力</td> <td>9.8 t/日（24時間）</td> </tr> <tr> <td>その他の産業廃棄物の専焼能力</td> <td>1,127 kg/時（24時間）</td> </tr> </table>	混焼能力	780 kg/時（24時間）	汚泥の専焼能力	225 kg/時（24時間）	廃油の専焼能力	242 kg/時（24時間）	廃プラスチック類の専焼能力	9.8 t/日（24時間）	その他の産業廃棄物の専焼能力	1,127 kg/時（24時間）
混焼能力	780 kg/時（24時間）										
汚泥の専焼能力	225 kg/時（24時間）										
廃油の専焼能力	242 kg/時（24時間）										
廃プラスチック類の専焼能力	9.8 t/日（24時間）										
その他の産業廃棄物の専焼能力	1,127 kg/時（24時間）										
産業廃棄物処理施設設置許可	<p>許可年月日 平成 29 年 1 月 12 日 許可番号 28 重廃対第 71 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づく</p>										

# 位置図 (高知広域都市計画区域)



敷地の位置: 高知市朝倉字アジロ山己 1152 番 9 外 19 筆  
(市街化調整区域内)



佐産第 1157 号

平成 29 年 3 月 3 日

高知県都市計画審議会会長 様

佐川町長 堀見 和道



佐川都市計画下水道（佐川町公共下水道）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

佐川都市計画公共下水道（佐川町公共下水道）の変更（佐川町決定）

佐川都市計画公共下水道（佐川町公共下水道）を廃止する。

（理由）

佐川都市計画公共下水道については、計画処理区域面積 97.0ha、計画処理人口 6,000 人とする事業計画により、佐川町特定環境保全公共下水道事業として、平成 8 年 3 月に事業認可を受け、事業を実施する予定であった。

しかしながら、事業計画策定時から社会情勢の変化があることから、下水道事業を継続した場合の見通しや費用対効果、公用水域の影響等を総合的に判断した結果、整備手法を転換することにより、個別処理である浄化槽を推進することとし、下水道事業を廃止する。

## 新 旧 対 照

1. 下水道の名称

(佐川町特定環境保全公共下水道)

—

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
(佐川町特定環境保全公共下水道) —	(約 97 ha) —	

3. 下水管渠

該当ナシ

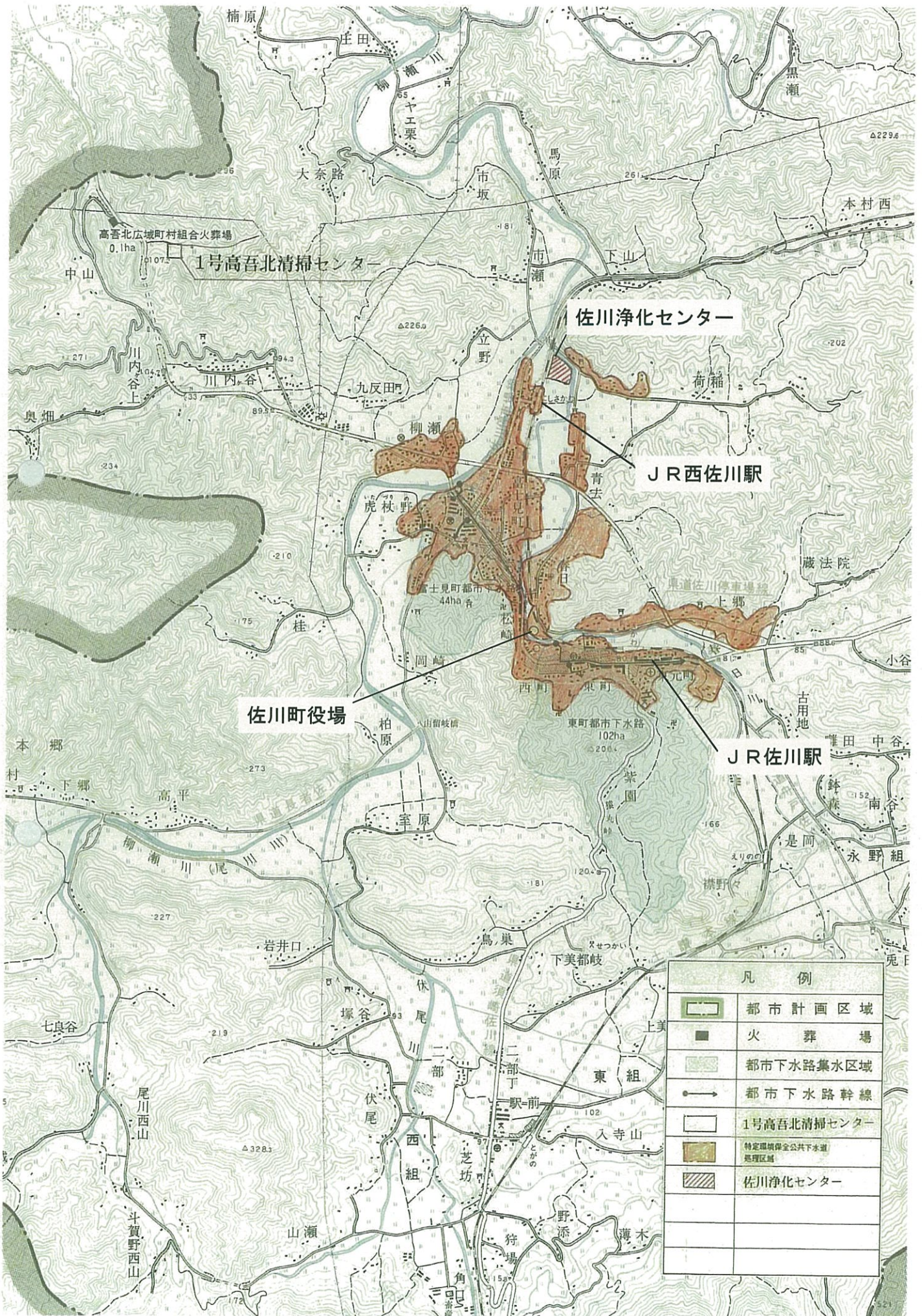
4. ポンプ施設

該当ナシ

5. 処理施設

名 称	位 置	敷地面積	備 考
(佐川浄化センター) —	( 佐川町乙東久保一部、 乙須口ノ本一部 乙玉割一部 ) —	(約 16,000m <sup>2</sup> ) —	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」



1号高吾北清掃センター

佐川浄化センター

JR西佐川駅

佐川町役場

JR佐川駅

凡 例	
	都市計画区域
	火 葬 場
	都市下水道集水区域
	都市下水道幹線
	1号高吾北清掃センター
	特定環境保全公共下水道 処理区域
	佐川浄化センター